平成２２年（フ）第１２２５号
札幌市豊平区美園５条３丁目１番20号　ときわぎハイツ207
債務者　松田　三男
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５号
群馬県伊勢崎市新栄町3888番地５
債務者　山村　浩一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７５号
群馬県伊勢崎市平和町26番17号　中村治利方
債務者　齋藤　雄一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
群馬県前橋市二之宮町581番地３　関口ハイツＢ号
債務者　黒田　朋子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１８４号
群馬県伊勢崎市新栄町3834番地７　市営住宅2555
債務者　酒井　裕香
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１８８号
群馬県渋川市石原131番地１　のぼる荘102号
債務者　櫻庭　良子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２０２号
群馬県渋川市渋川4170番地５
債務者　藤野　雅宏
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２０７号
群馬県前橋市下新田町571番地１　クオーレⅡ―201号
債務者　高橋　紀子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２１７号
群馬県吾妻郡草津町大字草津561番地８―203号室
債務者　今井　　信
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０号
群馬県前橋市大利根町２丁目７番地17　カーサビアンカＢ―104号
債務者　小林佳代子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２２３号
群馬県前橋市大渡町１丁目15番地２
債務者　戸所　良美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２２７号
群馬県伊勢崎市境210番地７
債務者　尾嶋　幾子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４２号
群馬県高崎市中里見町216番地１
債務者　三俣　　忍
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１２６号
埼玉県比企郡ときがわ町瀬戸元下193―20、住民票上の住所東京都世田谷区祖師谷１丁目26番６号　山田方
債務者　阪田　浩之
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１３９号
埼玉県本庄市東台１丁目２番33号
債務者　塚本　知美（旧姓猪岡）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８８号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢544番地３
債務者　多賀谷　馨
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０５号
埼玉県本庄市児玉町上真下1029番地３
債務者　吉田　栄子（旧姓甲原）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部